

地方自治体における子育て支援と公共図書館 - 横浜市を事例として -

藤森 由紀子

子育て支援とは、「子育てという営みあるいは養育機能に対して、私的・社会的・公的機能が支援的にかかわることにより、安心して子どもを生き育てる環境をつくとともに、子どもの健やかな育ちを促すことを目的とする営み」である（よくわかる子育て支援・家庭支援論・ミネルヴァ書房）。現代の日本では、核家族化の進行と地域のコミュニティ機能の弱体化から父母、特に母親の子育て負担が増している。1994（平成6）年の「エンゼルプラン」以降、政府は様々な支援施策を推進してきた。地方自治体の一組織である公共図書館においても、乳幼児とその親を対象にしたサービスが増えつつある。公共図書館は、子育て支援事業を担う主な担当部署ではないが、課題解決支援機能を強化し、地域住民に向けた多様なサービス展開に積極的な公共図書館では、子育てに関連する情報やサービスの提供機関として一定の役割を担うことが考えられる。しかし、公共図書館の子育て支援については、個々の論考や事例が発表されているが、子育て支援を担う地方自治体の全体像を踏まえた分析・考察は十分に行なわれていない。

そこで、本研究では、国と地方自治体の子育て支援事業の内容と提供方法を踏まえた上で、公共図書館における子育て支援の内容と現状をまとめ、公共図書館を通じた子育て支援のあり方や課題について分析・考察した。その際、子育て支援体制の整備が進んでいる横浜市を事例として取り上げ、ビジネス支援サービスの構築表の枠組みを踏まえて分析した。研究方法としては、文献調査と訪問調査を用いた。

研究の結果、以下の事柄が明らかになった。

- ・少子化が社会問題となった1990年代以降、国は対策を進めてきた。当初は共働き家庭への支援が主で、在宅子育て家庭は見過ごされてきた。しかし、少子化対策の効果が薄かったことから、全ての子育て家庭を対象に、地域全体で支援する方針へ転換した。国の政策文書では、公共図書館の文言は見られないが、地方自治体の子育て支援計画等に公共図書館が盛り込まれるようになってきた。
- ・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の中で、横浜市は各種の基本事業に加えて横浜保育室や保育コンシェルジュなど、先駆的な支援施策を展開していた。市の行政文書には公共図書館は明記されていないが、支援の現場では認識が高まってきていた。
- ・公共図書館の子育て支援に関しては、2012年改正の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に、「子育て」や「乳幼児とその保護者」を意識した項目が新たに盛り込まれた。
- ・公共図書館においても、子育て支援の取組は広まってきていた。従来のお話し会のほか、育児講座の開催や子育て支援コーナーの設置も見られた。また、赤ちゃんタイムや託児サービスも少数ながら実施されていた。専門機関との連携では、ブックスタート以外に講座協力や職員研修の事例が見られ、連携の幅が広がってきた。
- ・横浜市立図書館では、2011年策定の「横浜市立図書館児童サービス5か年計画」において、保護者・保育者・幼児教育者への支援を課題に挙げていた。実際に多様な取組が展開されており、全館的には「初めて出会う絵本コーナー」の設置や、低年齢向けの絵本紹介・図書館案内の冊子の配布を行っていた。しかし、それ以外は各館によって実態が異なっており、利用実態等から必要なサービスに取り組んでいる状況がうかがえた。
- ・子育て支援は今後も地域の重大な課題である。公共図書館においても地域の課題解決支援として、子育て支援サービスの実施が拡大し、かつ継続的に取り組まれていくことが望まれる。

（指導教員 大庭 一郎）